

宇治市観光振興計画策定庁内連絡会議設置要項

（趣旨）

第1条 この要項は、宇治市観光振興計画の策定にあたり、宇治市の観光振興の促進を図るための施策（以下「観光振興施策」という。）について協議及び推進するため、宇治市観光振興計画策定庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）宇治市観光振興計画の策定に関すること。
- （2）観光振興施策に関する情報交換及び連携に関すること。
- （3）その他観光振興施策の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 連絡会議は、別表記載のほか、観光振興に係る課で組織する。

（議長）

第4条 連絡会議に議長を置く。

2 議長は、産業観光部観光振興課長をもって充てる。

3 議長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

4 議長に事故あるとき、又欠けたときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第5条 連絡会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 議長は、必要があると認めたときは、連絡会議に委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 連絡会議の庶務は、産業観光部観光振興課において処理する。

（その他）

第7条 この要項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、議長が定める。

附則

この要項は、令和 4 年 8 月 23 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

産業観光部	農林茶業課
	産業振興課
	文化スポーツ課
危機管理室	危機管理室
建設部	道路建設課
都市整備部	都市計画課
	歴史まちづくり推進課
	交通政策課
教育部	学校教育課
	源氏物語ミュージアム